

パレスチナ民族憲章

*1996年4月24日、ガザで開催されたパレスチナ国民評議会は、

次のように14の棄権で504票から54票で投票しました。

- (1) 「パレスチナ国民憲章は、1993年9月9-10日にPLOとイスラエル政府間で交わされた書簡に反する条項を取り消すことにより修正されます。
- (2) パレスチナ中央評議会の最初の会期にそれを提示するために、パレスチナ国民憲章を再起草する任務をその法務委員会に割り当てます。

第4回パレスチナ民族評議会の決議(1968年7月1~17日)

第1条:パレスチナはアラブのパレスチナ人の故郷です。それはアラブの祖国の不可分の一部であり、パレスチナの人々はアラブ国家の不可欠な部分です。

第2条:パレスチナは、イギリスの委任統治時代に境界があったため、不可分な領土単位です。

第3条:アラブのパレスチナ人は、故郷への法的権利を有し、彼らの希望と完全に彼ら自身の合意と意志に従って彼らの国の解放を達成した後、彼らの運命を決定する権利を持っています。

第4条:パレスチナのアイデンティティは、本物であり、不可欠であり、固有の特徴です。親から子供へ伝染します。シオニストの占領とアラブのパレスチナ人民の分散は、彼らを襲った災害を通じて、パレスチナ人のアイデンティティとパレスチナ人コミュニティへの参加を失ったり、否定したりすることはありません。

第5条:パレスチナ人とは、1947年まで、立ち退きされたか、そこに滞在したかに関係なく、通常1947年までパレスチナに居住していたアラブ国民です。その日以降、パレスチナ人の父親から生まれた人は誰でも—パレスチナの内外を問わず—パレスチナ人でもある。

第6条:シオニストの侵略が始まるまで通常パレスチナに住んでいたユダヤ人はパレスチナ人と見なされます。

第7条:パレスチナのコミュニティがあり、それがパレスチナとの物質的、精神的、歴史的なつながりを持っていることは、議論の余地のない事実です。アラブの革命的な方法で個々のパレスチナ人を育てることは国の義務です。可能な限りの精神的かつ物質的な方法で、パレスチナ人と彼の国とを最も深く知るために、あらゆる情報と教育の手段が採用されなければなりません。彼は武力闘争に備え、故郷を取り戻し、その解放をもたらすために彼の富と彼の人生を犠牲にする準備ができていなければなりません。

第 8 条：彼らの歴史の中で、パレスチナ人が現在生きている段階は、パレスチナ解放のための国家闘争の段階です。したがって、パレスチナの家勢力間の紛争は二次的なものであり、一方ではシオニズムと 帝国主義の勢力と他方ではアラブのパレスチナ人民との 間に存在する基本的な紛争のために終わらせるべきで、これに基づいて、パレスチナの大衆は、彼らが国の祖国または ディアスポラに住んでいるかどうかに関係なく、彼らの組織と個人の両方で、武力闘争によるパレスチナの回収とその解放のために働く 1 つの国の前線を構成します。

第 9 条：武力闘争はパレスチナを解放する唯一の方法です。したがって、それは全体的な戦略であり、単なる戦術的なフェーズではありません。アラブパレスチナの人々は、彼らの武力闘争を継続し、自国の解放とそれに戻るための武装した大衆革命に取り組むための絶対的な決意と確固たる決意を主張します。彼らはまた、パレスチナでの通常の生活に対する彼らの権利と、それに対する自己決定と主権に対する彼らの権利を行使する権利を主張します。

第 10 条：コマンドーの行動 はパレスチナ人の人気の解放戦争の核を構成します。これには、そのエスカレーション、包括性、パレスチナのすべての人気のある教育的取り組み、およびそれらの組織と武装したパレスチナ革命への関与の動員が必要です。それはまた、革命の継続、そのエスカレーション、そして勝利を確実にするために、パレスチナ人の異なるグループ間、そしてパレスチナ人とアラブの大衆の間の国家闘争のための統一 の達成を要求します。

第 11 条：パレスチナ人は、国民の団結、国民の動員、解放という 3 つのモットーを持つことになりました。

第 12 条：パレスチナ人はアラブの統一を信じています。ただし、その目的の達成に向けて共有するためには、闘争の現段階で、パレスチナのアイデンティティを保護し、そのアイデンティティに対する意識を高め、それを解消または損なう可能性のあるあらゆる計画に反対しなければなりません。

第 13 条：アラブの統一とパレスチナの解放は 2 つの補完的な目標であり、どちらかを達成することで他方を達成することが容易になります。したがって、アラブ統一はパレスチナの解放につながり、パレスチナ解放はアラブ統一につながる。そして、ある目的の実現に向けた取り組みは、他の目的の実現に向けた取り組みと並行して進んでいきます。

第 14 条：アラブ国家の運命、そして確かにアラブの存在自体は、パレスチナの原因の運命にかかっています。この相互依存から、アラブ諸国はパレスチナの解放を追求し、それを目指して努力しています。パレスチナの人々は、この神聖な国家目標の実現において、前衛の役割を果たす。

第 15 条：アラブの視点から見たパレスチナの解放は国家の義務であり、アラブの祖国に対するシオニストと 帝国主義の攻撃を撃退しようとし、パレスチナにおけるシオニズムの排除を目指しています。これに対する絶対的な責任は、パレスチナのアラブ人が先陣を切って、アラブ諸国の人々と政府にかかっています。したがって、アラブ諸国はパレスチナの解放にパレスチナの人々と積極的に参加するために、すべての軍事的、人間的、道徳的、精神的な能力を結集しなければ

なりません。それは、特に武装したパレスチナ革命の段階で、パレスチナの人々に可能な限りの助け、物質的および人間的支援を提供し、提供し、彼らが指導力を発揮し続けることを可能にする手段と機会を彼らに提供しなければならない彼らが祖国を解放するまで、武力革命における役割。

第 16 条：精神的な観点からのパレスチナの解放は、聖地に安全と静けさの雰囲気を提供し、それは今度は国の宗教的聖域を守り、人種の差別なしに崇拝とすべての人々の訪問の自由を保証します、色、言語、または宗教。したがって、パレスチナの人々は世界のすべての霊的勢力に支援を求めています。

第 17 条：人間の視点から見たパレスチナの解放は、パレスチナの個人に彼の尊厳、誇り、そして自由を取り戻すでしょうしたがって、アラブパレスチナの人々は、人間の尊厳と世界における彼の自由を信じるすべての人々の支援を期待しています。

第 18 条：国際的な観点からのパレスチナの解放は、自衛の要求によって必要とされる防御行動です。したがって、パレスチナの人々は、すべての人々の友情であることが望ましいため、パレスチナにおける合法的な権利を回復し、国の平和と安全を回復するために、自由を愛し、平和を愛する国家に支援を求め、そして、国民が国家主権と自由を行使できるようにすること。

第 19 条：1947 年のパレスチナの分割とイスラエル国家の樹立は、時間の経過に関係なく、完全に違法です。なぜなら、彼らはパレスチナ人の意志と故郷での彼らの自然な権利に反しており、原則に矛盾していたからです。国連憲章に具体化されている、特に自己決定権。

第 20 条：パレスチナの使命であるバルフォア宣言、およびそれらに基づいたすべてのものは無効であると見なされます。ユダヤ人とパレスチナとの歴史的または宗教的関係の主張は、歴史の事実および国家を構成するものの真の概念と両立しません。ユダヤ教は宗教であり、独立した国籍ではありません。ユダヤ人が独自のアイデンティティを持つ単一の国を構成することはありません。彼らは彼らが属する州の市民です。

第 21 条：アラブのパレスチナ人は、武装したパレスチナ革命によって自らを表現し、パレスチナの完全な解放に代わるすべての解決策を拒否し、パレスチナ問題の解決またはその国際化を目的とするすべての提案を拒否します。

第 22 条：シオニズムは国際帝国主義と有機的に関連する政治運動であり、解放のためのすべての行動と世界の進歩的な運動に敵対的です。その性質は人種差別的で狂信的であり、その目的は攻撃的、拡張主義的、植民地的であり、その方法はファシストです。イスラエルはシオニスト運動の道具であり、世界の帝国主義の地理的基盤は、アラブの国の解放、統一、進歩への期待と闘うために戦略的にアラブ本土の真ん中に置かれました。イスラエルは中東と世界全体の平和に対抗する絶え間ない脅威の源です。パレスチナの解放はシオニストと帝国主義の存在を破壊し、中東の平和の確立に貢献するので、パレスチナの人々はすべての進歩的で平和的な力の支援

を求め、彼らの所属や信念に関係なく彼らにすべてを促します、パレスチナの人々に彼らの故郷の解放のための彼らの公正な闘いにおいてすべての援助とサポートを提供すること。

第 23 条：安全と平和の要求、ならびに権利と正義の要求は、すべての国家に、シオニズムを非合法的な運動と見なし、その存在を非合法化し、その活動を禁止することを要求し、人々の間の友好関係が維持されるようにします。保護されたそれぞれの故郷への市民の忠誠。

第 24 条：パレスチナの人々は、正義、自由、主権、自己決定、人間の尊厳の原則を信じ、すべての人々がそれらを行使する権利を信じています。

第 25 条：この憲章の目的とその原則を実現するために、パレスチナ解放組織は、この組織の憲法に従ってパレスチナの解放における役割を果たします。

第 26 条：パレスチナ革命軍の代表であるパレスチナ解放機構は、その闘争におけるアラブのパレスチナの人々の運動に責任があります—故郷を取り戻し、解放し、それに帰国し、そしてすべての軍において、その中で自決する権利を行使します。政治、金融分野、さらにはアラブ間および国際レベルでのパレスチナの訴訟で必要とされる可能性のあるすべてのもの。

第 27 条：パレスチナ解放機構は、その可能性に応じて、すべてのアラブ諸国と協力するものとします。そして解放の戦いの要件に照らしてそれらの間で中立的な政策を採用する。これに基づいて、アラブ諸国の内政に干渉することはありません。

第 28 条：アラブのパレスチナ人は、国家革命の真実性と独立性を主張し、あらゆる形態の介入、信託、従属を拒否します。

第 29 条：パレスチナの人々は、祖国を解放し取り戻すための根本的かつ真正な法的権利を持っています。パレスチナ人民は、パレスチナ人民の目的を達成するためにパレスチナ革命に対抗して採用した立場に基づいて、すべての国家と軍に対する態度を決定します。

第 30 条：解放戦争での戦闘機と武器運搬人は、アラブのパレスチナ人民の利益を守る力となる人気の軍隊の核です。

第 31 条：組織は、旗、忠誠の誓い、および国歌を持たなければならない。これはすべて、特別な規則に従って決定されるものとします。

第 32 条：パレスチナ解放機構の基本定款として知られている法律は、この規約に付属するものとします。それは、組織とその組織および機関が構成される方法を規定します。それぞれの能力、憲章に基づく義務の要件。

第 33 条：この憲章は、その目的のために召集された特別会議でパレスチナ解放機構の全国会議の全会員の 3 分の 2 の過半数[投票]を除いて修正されないものとします。